【騒音問題／具体的な理事会行動】

1．騒音を発生させている居住者を特定して、個別に正式な改善要求を行う。

2．賃貸住戸の場合は、区分所有者（貸主）にも責任ある対応を求める。

3．改善されない場合は、あらためて理事会から騒音原因者と区分所有者（貸主）に明示する。

【費用の請求】 なお本件は、騒音問題が解決せず継続した場合、それに要する費用は騒音原因者あるいは区分所有者に請求する。管理組合が専門家への調査依頼、弁護士への相談、その他必要な対応を行う場合の費用を求める根拠は、管理規約等による。

騒音に関する管理組合からの重要なお知らせ

居住者・貸主の皆様へ

管理組合では、これまで管理組合ニュース等を通じて、生活騒音に関する注意喚起を行ってまいりました。

しかしながら、現在も騒音に関する苦情が寄せられており、一部の居住者の生活に支障が生じている状況です。

マンションは、多くの方々が同じ建物で生活する共同住宅です。自分では気にならない音であっても、他の居住者にとっては大きな迷惑となっている場合があります。

特に、次のような行為については、十分な配慮をお願いいたします。

・深夜・早朝の大きな話し声やテレビ・音楽の音
・室内での大きな足音や物を引きずる音
・ドアや窓を強く閉める音
・その他、楽器音や周囲の居住者に迷惑を及ぼす生活音

今後、騒音に関する問題が改善されない場合、管理組合としては、単なる注意喚起にとどめず、該当住戸の居住者および区分所有者（賃貸の場合は貸主）に対する個別の改善要求、正式な警告等、管理規約に基づく必要な対応を進めてまいります。

また、悪質なケースや改善が見られないケースについては、弁護士など専門家への相談を含め、より踏み込んだ対応も検討いたします。

すべての居住者が安心して快適に暮らせる住環境を守るため、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

2026年11月

エステート大通管理組合　理事会

この告知に思い当たる方は、ご理解のうえご協力のほどよろしくお願いします。